

令和2年2月25日

被保険者各位

ブリヂストン健康保険組合



### 被扶養者認定要件の変更について

日頃より、健康保険組合の活動にご協力頂きありがとうございます。

首記の件、先般健康保険法等の一部を改正する法律及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、いずれも令和2年4月1日から施行されます。この改正により、下記のとおり被扶養者の認定基準に国内居住要件が追加されましたのでご連絡します。

今回の改正は、被扶養者の年齢は問いません。また、国内居住要件を満たしておらず、令和2年4月1日以降、健保への申告手続きを行わなかった（もしくは遅れた）場合は、令和2年4月1日に遡って被扶養者の資格を取り消し、医療機関等での受診に関わる保険給付費についても遡って請求させていただきます。

ただし、昨年秋に実施しました令和元年度扶養家族確認調査において対象となった被扶養者に関しては、国内居住要件についても併せて審査済みですので、今回の変更に関してご対応頂く必要はございません。

何卒、ご理解とご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 被扶養者認定要件の変更点

(1) 国内居住要件（国内に住所を有すること）が追加されました。

(2) 「日本国内に生活の基礎があると認められるもの」は現に海外に居住していても認定要件を満たすこととされます。

(3) 適用除外とする「特別な理由があるもの」は、被扶養者の対象から除外されます。

※(2)「日本国内に生活の基礎があると認められるもの」、(3)「特別な理由があるもの」やその他詳細につきましては、別添厚生労働省通知(保保発 1113 第1号)や下記チャート図をご参照下さい。

##### 2. 施行日時点で国内に住所を有さない被扶養者

施行日において国内に住所を有さない被扶養者は、原則として削除の届出が必要となります。該当の被保険者におかれましては、健保ホームページに掲載の「被扶養者異動[減]申請書」と保険証を添付のうえお送り下さい。(理由欄は「その他」にチェックを入れて下さい。添付書類は不要です。)

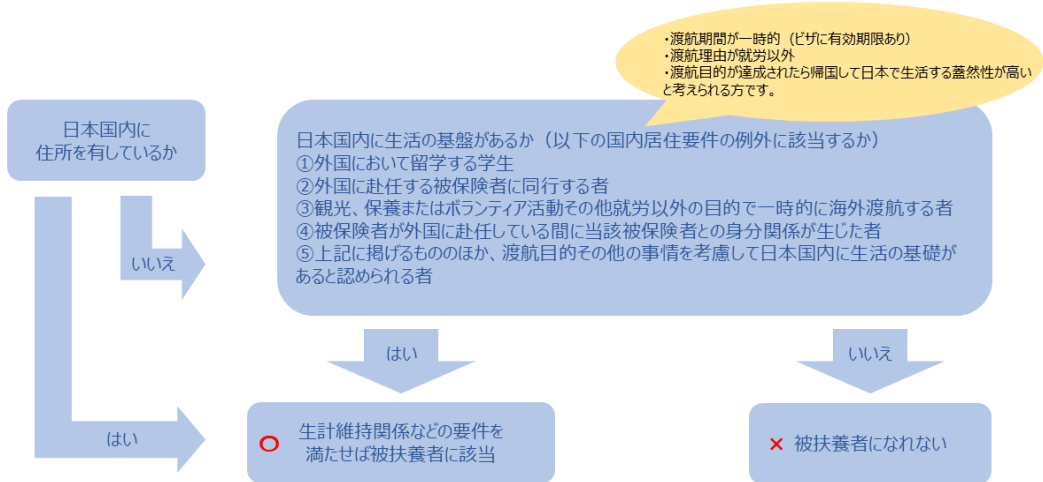
##### 3. 施行日時点で国内に住所を有さないが、上記(2)もしくは(3)の例外に該当する被扶養者

上記(2)もしくは(3)の例外に該当する被扶養者は、その旨を申告して頂く必要がございます。申告方法など詳細は事業所社会保険担当者までお問い合わせ下さい。

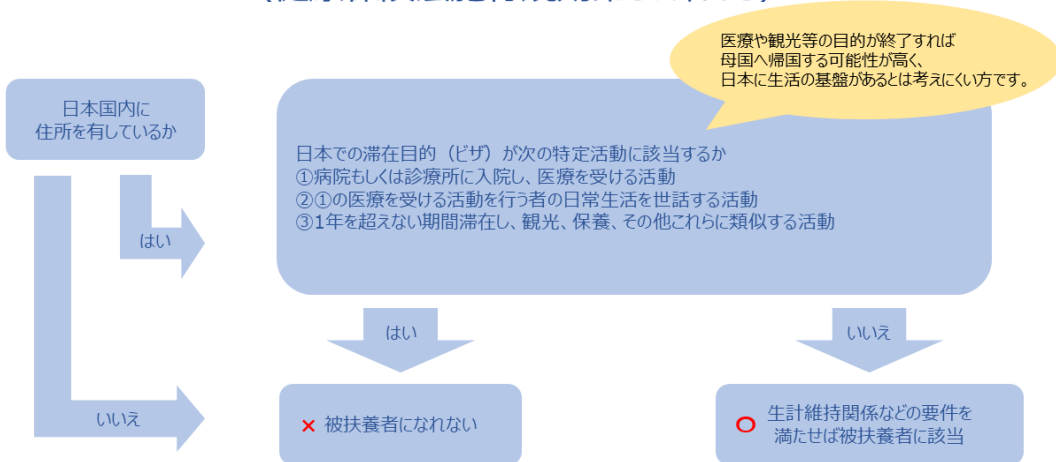
以上

チャート図

### 日本国内に生活の基礎があると認められるもの (健康保険法施行規則第37条の2)



### この法律の適用を除外すべき特別な理由があるもの (健康保険法施行規則第37条の3)



# 健康保険 被扶養者異動届 (国内居住要件 該当/非該当 申請書)

係	事務長	常務理事

- ※ 国内居住の要件を満たしておらず、令和2年4月1日以降、健保へ被扶養者非該当の手続きを行わなかった（もしくは遅れた）場合は、令和2年4月1日に遡って被扶養者の資格を取り消し、医療機関等での受診に関わる保険給付費についても遡って請求させていただきます。
- ※ この届書は国内居住要件「非該当」以外の削除理由ではご使用できません。

事業所記号	被保険者番号	生年月日	被保険者氏名
		昭和 平成 令和 年 月 日	印

## 国内居住要件

**該当**（施行日時点で国内に住所を有する方、もしくは国内に住所を有さないが例外に該当する方）

被扶養者氏名	生年月日	続柄	住民票上の住所※	備考
	昭和 平成 令和 年 月 日		〒	
	昭和 平成 令和 年 月 日		〒	
	昭和 平成 令和 年 月 日		〒	

※ 必要に応じて「住民票(原本)」もしくはマイナンバーの提出を求め場合がございます。

## 国内居住要件

**非該当**（施行日時点で国内に住所を有さず、また例外にも該当しない方）

被扶養者氏名	生年月日	続柄	削除理由	削除年月日	保険証等の添付	備考
	昭和 平成 令和 年 月 日		国内居住要件 非該当のため	令和2年4月1日		
	昭和 平成 令和 年 月 日					
	昭和 平成 令和 年 月 日					

※ 健康保険証・高齢受給者証(交付者のみ)を添付いただきご提出をお願いいたします。  
証等を紛失した場合は、別途ブリヂストン健康保険組合のHPより  
「高齢受給者証・限度証減失届 兼 再交付申請書」をプリントアウトいただき添付をお願いいたします。

令和 年 月 日 提出

事業所所在地	〒
事業所名称	
事業主氏名	印
電話番号	

受付印